令和	4年度我孫	子市健康福	祉総合計画	推進	協議会	議概	要		
(1)会議の名称	令和4年度我孫子市健康福祉総合計画推進協議会								
(2) 開催日時	令和5年2月9日(木) 午後2時から午後3時まで								
(3)開催場所	市役所分館 大会議室								
(4) 出席又は欠席 した委員その他会議 に出席した者の氏名 (傍聴人を除く)	委 員(市職員以外)								
	欠 岩部 引	ム治 欠	小川 英郎	出	鈴木 壽幸	欠	寺岡	加代	
	出大内區	全 太 出	内田 裕美	欠	池田 優樹	欠	茂木	和之	
出:出席 欠:欠席	出吉武旦	民樹							
	事務局出席。								
	社会福祉課 (三澤部長、阿部課長、津川課長補佐、秋山、高橋)								
	高齢者支援課、障害者支援課、健康づくり支援課、国保年金課、								
	子ども支援課	子ども支援課、保育課、子ども相談課、生涯学習課							
(5) 議題	(1)第6次健康福祉総合計画進捗状況について								
	(2) 成年後見制度の利用促進に向けた中核機関設置について								
	(3) 第7次健康福祉総合計画の方向性及び計画推進のための取組みについて								
(6)公開・ 非公開の別	公開								
(7) 傍聴人の数 (会議を公開 した場合)	傍聴人の数	0人							
(8)会議の内容(概要)								
発言者	内容								
○健康福祉部 課長挨拶									

○12月より委員が改選されたため委員自己紹介

議題 1 第6次健康福祉総合計画進捗状況について 吉武会長 それでは、議題に入ります。 議題(1)「第6次健康福祉総合計画進捗状況について」について、事務局より説明を お願いします。 事務局 平成29年に社会福祉法の大きな改正があり、日本における福祉の進め方に、 生社会」という考え方が取り入れられました。日本における人口減少と少子高齢化の社 会に対応しながら、様々な課題が複合的に絡み合って発生する生活課題の複雑化に対応 するため、行政と地域住民が協働で、誰もが互いに支えあう共生社会の実現化に向け て、市町村に地域福祉計画の策定の努力義務が定められました。市では健康福祉及び子 ども分野以外との連携について計画で示し、計画の策定にあたっては、国の示す「我が 事・丸ごと」の理念を踏まえ、多様化・複雑化している課題に対応するため、地域での 支え合いやつながりの強化について検討していくことを念頭に、第6次健康福祉総合計 画の策定を進めました。第6次健康福祉総合計画は、社会福祉法第107条に規定され る「地域福祉計画」として策定しています。また、平成28年度に施行された「成年後 見制度の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、市町村において「成年後見制度の利 用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めることが努力義務として定めら

策定されています。

資料4をご覧ください。第6次健康福祉総合計画の作り方としては、福祉部門及び子ども部門の各課が進行管理している個別計画の上位計画として位置づけられており、他部門との計画の連携を図る計画としています。また、分野ごとに基本目標を設定し、基本目標達成に向けて各課が進行管理している個別計画を推進することで、健康福祉総合計画を推進していくこととなっています。

れました。そこで、第6次健康福祉総合計画は、この2点を兼ねて一体的な計画として

しかし、それだけでは他部門との計画の連携における課題が見えにくかったり、具体的にどのような事業が実施されているのか分かりにくいことから、基本目標達成に向けて実施推進する「核となる事業」を基本目標ごとに定めています。また、「核となる事業」が各課が進行管理している「個別計画の推進」である場合、健康福祉総合計画の基本目標と関わりが深い事業にどのようなものがあるのか分かりにくいため、「主要事業」として具体的な事業を掲げています。

第6次健康福祉総合計画の評価は、「核となる事業」の推進結果が基本目標達成の評価となります。そのため、「核となる事業」が「個別計画の推進」である場合は、個別計画の進捗評価が健康福祉総合計画における評価に繋がります。「核となる事業」に「個別計画」がない場合は、設定されている個別事業の実績評価が健康福祉総合計画における評価に繋がります。

「主要事業」は、「核となる事業」が「個別計画の推進」の場合に、健康福祉総合計画の基本目標と関わりが深い事業を具体的に掲げているものです。「個別計画の中に、このような事業がある」という参考的なものとなります。また、個々の事業については、個別計画において進行管理されていることから、健康福祉総合計画において個別に評価はいたしません。

○基本目標1 「あらゆる人を分野を超えて丸ごとうけとめられるまちづくりの推進」

地域共生社会実現のため、行政の横断的な取り組み、地域づくりに関する部分です。 また、当市の成年後見制度利用促進基本計画にあたる取り組みとしても、関係機関や地域の連携が必要となることから、基本目標1に位置づけ、取り組みました。地域づくりについては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ており、人と人とのつながりが取り組みの根底にあることから、令和3年度も、基本目標1の取り組みが非常に厳しい状況となりました。しかし、コロナ禍という特異な状況が、さらに孤立化や貧困など、生活課題の複雑化を助長しており、各分野において、取り組み可能な手法を探りながら、取り組みを進める状況となっています。

○基本目標2以降は、個別計画の推進が、第6次健康福祉総合計画の評価となります。「資料3 第6次我孫子市健康福祉総合計画 個別計画の進捗状況(令和3年度実績分)」が個別計画の進捗状況となります。事前に資料についてはお目通しを頂いていると思いますので説明は省略させていただきます。各個別計画の所管課における総合評価にて、新型コロナウイルスの関係で事業を縮小せざる得ない事業もあったようですが、概ね良好と回答していることから、個別に課題はあるものの、順調に目標は推進されています。

吉武会長

コロナの影響が続いていることが最初の表を見てとれるかと思います。 進捗状況につきまして何かご質問等ございますか。 それでは議題2、成年後見制度についてお願いします。

議題2 成年後見制度の利用促進に向けた中核機関設置について

事務局

資料5 我孫子市成年後見制度利用促進の現状と今後の方向性をご覧ください。 まず、我孫子市成年後見制度利用促進の現状について説明します。

今後、高齢化が進み、認知症となる高齢者や障害のある方の障害の重度化・重複化により、成年後見制度の利用者がますます増加することが想定されています。しかし、成年後見制度が市民の中で広く周知されていない現状があるため、成年後見制度の利用促進が必要です。また、成年後見制度の利用促進により三士会(弁護士、司法書士、税理士)の専門職の後見人のみでは賄いきれなくなることも想定されています。

これらの成年後見制度に関する課題に対応するため、中核機関を設置することを国からも求められています。我孫子市では現在、社会福祉協議会内に「あびこ後見支援センター」を設置していますが、中核機関は設置しておらず検討中の段階となっています。

庁内関係課及び社会福祉協議会で打ち合わせをした際に出た成年後見制度の課題として「成年後見制度の周知が不十分」「成年後見制度の利用増加に伴い、専門職の後見人では賄いきれなくなる可能性がある」「成年後見制度に関する相談先がわかりにくい」等があげられました。

次に、中核機関についてです。中核機関とは成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関であり、全国どの地域でも成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目的として全国で設置が進められています。

中核機関の主な役割は「広報・啓発機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」 「後見人支援機能」「不正防止機能」とされています。

	我孫子市の成年後見制度の方向性について、中核機関を設置することで、成年後見制度の情報が集約されることが見込まれ、相談窓口の充実という点においても中核機関の設置は進めるべきであるため、市と社会福協議会が委託契約を結び、共同設置として中核機関を立ち上げることを市と社会福祉協議会の間で確認しています。 具体的な中核機関の役割分担等は今後、協議を進めていく中で決めていく予定です。今後のスケジュールについて、令和4年度では中核機関設置に向けて社会福祉協議会、高齢者支援課、障害者支援課、また千葉県社会福祉協議会が行っている成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣事業を利用し派遣していただいた司法書士を交えて協議を行いました。協議で出た意見をもとに、高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室、三士会など成年後見制度関係団体を対象にアンケートを実施しました。アンケート内容は「資料6 成年後見制度外部団体向けアンケート」のとおりです。アンケート内容は「資料6 成年後見制度外部団体向けアンケート」のとおりです。アンケートでいただいたご意見は、今後設置を予定している成年後見制度利用促進検討委員会で審議し、令和8年度を目途に中核機関を設置する方向です。
鈴木委員	成年後見制度の開始当初は、比較的親族後見より専門職後見の割合が多かったように思いますが、現在は親族後見の割合が専門職後見を上回っている数字が出てきています。 市の計画も専門職・法人・市民・親族後見と幅広く考えていただければと思います。
大内委員	仕事柄、障害をお持ちの方やそのご家族の方の相談に乗ることがあります。その中で家族が後見人の役割をうまくできないケースもかなり多いという現状があります。親族後見がうまくできないため第三者後見というケースです。ただ、今鈴木委員のお話を聞くと確かに後見人の数も限られている中で業務量も増えてくるということも検討しないといけないと思います。
吉武会長	成年後見は非常に難しい問題ですが、一歩一歩進めていくために、まだ計画策定まで時間もありますのでご意見をいろいろ検討していただきたいと思います。

議題3 第7次健康福	冨祉総合計画の方向性及び計画推進のための取組みについて
吉武会長	次に議題(3)「第7次健康福祉総合計画の方向性及び計画推進のための取組みについて」、事務局より説明をお願いします。
事務局	まず、第7次健康福祉総合計画の方向性についてです。令和5年度は、計画の内容を含めた方向性を検討するため、作業部会等開催予定です。令和5年度で行った検討結果をもとに、令和6年度では、コンサル業者に委託し、計画書策定し、令和7年度、第7次健康福祉総合計画開始を予定しています。次に、成年後見制度利用促進基本計画についてです。市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。現在、成年後見制度利用促進基本計画は第6次健康福祉総合計画に組み込まれていますが、第7次健康福祉総合計画策定時に再度組み込むか、成年後見制度利用促進基本計画単独計画にするのか検討が必要であることから委員の皆様にご意見を伺えればと思います。
	最後に、第7次健康福祉総合計画策定に関するアンケートについてです。第7次健康福祉総合計画策定の際に市民アンケートの実施を予定していますが、我孫子市が使用権を所有している電子アンケートの使用が推奨されているところです。しかし、電子アンケートでは高齢者の回答が十分に見込めないことや周知を行うのに期間を要すること等懸念されています。事務局としては、令和5年度に電子アンケートを実施し、調査期間を長く設け、アンケートの回答についての周知を務めていこうと考えています。インターネットに不慣れな高齢者については、高齢者支援課に協力依頼し、高齢者の方が集まる場で周知をさせていただくとともに、民生委員・児童委員のご協力もいただければと考えております。
吉武会長	アンケートは中身だと思うので質問項目をよく検討していただきたいです。市政に対する評価も大事ですが回答者のニーズがどこにあるかを把握できるような質問にするのが重要だと思います。
大内委員	コロナ禍において居宅介護サービスのヘルパーさんが不足していて利用したい方が利用できないという現状があります。また、ヘルパーさんも高齢化しており辞めていく方も多い中、なかなか新しい人が入ってくる仕事でもない。こういったお話は自立支援協議会でも提案させていただいていますが職員の確保というのが今後の大きな課題になっていくと思います。
内田委員	妊娠出産子育てという点ですと、やはりコロナ禍になって面会もなく一人で出産して、家に帰っても周りとのコミュニケーションが取れないまま孤立して子育てをしていく、そういった中で次の子どもを考えにくくなることもあり少子化が進んでいくと思っています。国では給付金など金銭的な援助は始まっているけどそれだけではない支援が必要です。当事者である母親たちの意見を拾い上げてこういった会議に提案していけたらいいと思います。